

2 福保高在第459号
令和2年7月17日

公益社団法人全国老人保健施設協会
東京都支部長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
(公印省略)

「高齢者権利擁護推進事業における看護指導者養成研修」の受講者の推薦について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、東京都の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、東京都では、今年度も公益社団法人日本看護協会に委託し、看護指導者養成研修を実施することとしており、本研修に係る研修要項が別紙のとおり示されました。

つきましては、下記により受講生を御推薦くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 推薦依頼人数

4名まで

※新型コロナウイルス感染症対策により研修規模が縮小されているため、応募者多数の場合には、応募状況等に基づき、選考を行う場合がございます。何卒ご了承ください。

2 推荐要件

- (1) 介護施設等における看護の指導的立場にある者
- (2) 東京都が実施する看護指導者連絡会（年1回予定）への出席及び看護実務者研修（年2回3日間予定）の講師または補助講師を1回程度務めることができる者
- (3) 1施設につき、1名とする。

3 提出書類

申込用紙

（「高齢者権利擁護等推進事業における看護指導者養成研修」（高齢者権利擁護等推進事業）申込用紙）

4 推荐期限

令和2年8月21日（金曜日）

5 その他

- (1) 詳細は、別添「介護施設等における看護指導者養成研修」開催要項をご覧ください。
- (2) 受講料（1名あたり50,000円）につきましては、東京都で負担いたします（支払手続き等も東京都で行います。）。
- (3) 宿泊費、交通費につきましては、受講者の負担となります。

[担当] 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課認知症支援担当 香西

Tel : 03-5320-4276 Fax : 03-5388-1395

厚生労働省「高齢者権利擁護等推進事業」における「看護指導者養成研修」
2020年度「介護施設等における看護指導者養成研修」
開催要項

1. 目的

- ① 高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得する。
- ② 受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、または講師等となるために必要な研修プログラムの作成方法や、教育技術を習得する。
- ③ 地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進するための人脈づくりの機会になる。

2. 開催日程：2020年11月18日（水）9:25～16:30（時間は予定）

11月19日（木）9:30～17:30（時間は予定）

11月20日（金）9:30～16:30（時間は予定）

3. 会場：公益社団法人日本看護協会神戸研修センター 研修室1

（兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発センター 4階）

4. 応募期間：2020年8月18日（火）～8月31日（月）

5. 定員：約60名程度（新型コロナウイルス感染症対策のため研修室定員の50%）

6. 受講料：1人50,000円（税込・参考テキスト代含む）

7. 受講要件：①～③のいずれかを満たす者

- ①各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者
- ②研修修了後に、各都道府県で開催される「看護実務者研修」への参画が期待できる者
- ③介護施設等に勤務する看護師で、研修修了後に自施設等で「看護実務者研修」の実施が期待できる者

*過去に都道府県で開催の看護実務者研修の受講をしていることが望ましい

*原則として、各都道府県の推薦によること

8. 研修概要

形式	内容
【講義】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険制度における介護保険施設等の役割と看護職に期待されること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 我が国の医療・看護・介護の現状と動向 ➢ 地域包括ケアシステムにおける介護施設の役割 ○ 介護施設等における看護のあり方 <p>(看護実務者研修への展開のポイントを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の拠点となる介護施設等の役割と期待される看護・介護 ➢ 高齢者の心身および疾患の特徴と生活支援 ➢ 認知症高齢者と家族の理解と看護 ○ 利用者の尊厳ある生活を支える看護 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 尊厳の保持と権利擁護の考え方 ➢ 高齢者虐待の背景と防止に向けた看護 ➢ 自己決定と尊厳を守る看取り
【講義】 【演習】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の安全な生活を支える看護 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 介護施設等におけるインシデント・アクシデントの概要 ➢ 事故防止と発生時の対応 ➢ 身体拘束等の廃止に向けた取り組み ➢ 感染管理対策と感染症発生時の対応 ○ 地域を視野に入れた看護マネジメントと地域ネットワーク構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域包括ケアシステムの概要 ➢ 施設を取り巻く地域の現状と課題 ➢ 地域を視野に入れた看護マネジメント ➢ 地域ネットワーク構築の方法 ○ 介護施設等における看護の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人材育成の概要と方法 ➢ 看護実務者研修の企画から実施までのフロー（広報、応募、講師等交渉等を含む） ➢ 看護実務者研修プログラムの企画・立案 ➢ 看護実務者研修の運営 ➢ 看護実務者研修の実施後（評価から報告書作成まで）

※ 研修プログラムは受講決定通知時に提示する

9. 申込方法および受講決定通知の方法

1) 申込方法

- ① 各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）において推薦者を決定する
本研修参加者の選定については、各都道府県看護協会及び介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と十分な連携を図る。
- ② 同封の「申込用紙」に必要事項を記入の上、期限までに下記申込先へ郵送またはFAXで提出する。推薦者に優先順位がある場合は、当該欄に明記する。

【申込先】日本看護協会神戸研修センター総務管理部

郵送：〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1-4F

FAX : 078-230-3256

2) 受講決定の通知

当センターより、都道府県主管部局および被推薦者本人へ受講決定通知（採否通知）を発送する。受講決定者には併せて受講案内を送付する。

* 応募者多数の場合には、都道府県別の応募状況等に基づき、選考を行う場合がある。

10、修了証の発行：日本看護協会会長名による修了証書を発行する。（※出席時間4/5以上）

11、その他

本年、研修の委託を予定していない都道府県内において受講希望者があった場合については、受講要件を満たす場合、自費による参加も受けのこととする。その際も公費による推薦と同様に「9. 申し込み方法及び受講決定通知方法・問い合わせ先」に記載された方法に即して推薦手続きを行うものとする。

12、問合せ先

1) 研修内容に関すること

日本看護協会神戸研修センター教育研修部 繼続教育課 TEL 078-230-3254

2) 申込方法に関すること

日本看護協会神戸研修センター総務管理部 TEL 078-230-3250

以上